

給付資格	<p>会員ご本人が対象となります。入会された翌月から発生した事由が対象となり、入会月を含む在会月数が同一事業所で6ヶ月を超えた後、申請できます。</p> <p>本人死亡以外の給付申請は、在会中にご申請ください。詳しくはお問合せください。</p>	事務局記入欄 確認済
申請期間	給付事由が発生後、2年以内が申請期間になります。	
給付方法	<p>①窓口受取りの場合：この用紙にご記入後、証明書類(コピー可・年金用不可)とともにご持参ください。</p> <p>②振込の場合：この用紙にご記入後、証明書類(コピー可・年金用不可)とともにFAXまたは郵送してください。原則として毎月末日までの受付を翌月25日(又は翌営業日)に振込ます。申請書類に不備等なければ、当方から受理済の連絡はしませんので、気になる方は電話でご確認ください。証明書類の返却はしません。(一定期間後、適切に廃棄します。)</p> <p>※給付事由が複数ある場合でもこの用紙1枚でご申請いただけます。(例：結婚祝金と出産祝金など)ただし、同一の給付事由で受給者が複数の場合は、それぞれ別々にご申請いただきます。(例：夫婦で会員の祝金など)</p>	入力済
ご注意	弔慰金、見舞金に関して発生原因に災害救助法(地震災害、火山災害は適用除外)が適用された場合は予算等の範囲内での給付となります。	

給付申請書兼領収書・振込依頼書

一般財団法人 町田市勤労者福祉サービスセンター 理事長様

20 年 月 日

下記のとおり給付事由が発生しましたので、給付金を支給されたく証明書類を添えて申請します。

金額	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---

(金額部分の訂正となる場合は、申請書の書き直しになります。)
※訂正印不可)

会員番号 (7桁)	-	事業所名		氏名	
入会年月	年 月	※入会された翌月以降発生した事由が対象となり、入会月を含む在会月数が同一事業所で6ヶ月を超えた後、申請可。		※会員本人死亡の場合は会員名の下に受取人名も記入	
会員住所	〒			電話	()
給付項目		金額	証明書類(コピー可・年金用不可)及び注意事項	該当欄に○	給付内容をご記入下さい。
祝金	会員満20歳 <small>※会員が満20歳を迎えたとき(※2016年4月新設)</small>	1万円	健康保険証等 ※会員の子が対象ではありません。		生年月日 年 月 日
	結婚 <small>※会員が結婚したとき</small>	2万円	婚姻受理証明書又は戸籍全部(個人)事項証明書		婚姻日 年 月 日
	銀婚 <small>※婚姻届を提出して満25年を迎えたとき</small>	1万円	戸籍全部(個人)事項証明書		【結婚の場合】 会員登録の氏変更→ 希望する ・ 希望しない
	珊瑚婚 <small>※婚姻届を提出して満35年を迎えたとき</small>	1万円			(「希望する」に○をされた場合、事業所へ新姓の会員証を送付します。)
	金婚 <small>※婚姻届を提出して満50年を迎えたとき(※2016年4月新設)</small>	1万円			
	出産 <small>※会員又は配偶者に子が生まれたとき</small>	1万円	母子手帳(出生届出済証明ページ)又は子の健康保険証等		子の氏名
	小学校入学 <small>※会員の子(養子を含む)が小学生になったとき</small>	1万円	就・入学通知書又は子の健康保険証等 ※入学年の4月1日以降にご申請ください。		生年月日 年 月 日
中学校入学 <small>※会員の子(養子を含む)が中学生になったとき</small>	1万円				
見舞金	入院 連続5日以上10日未満 <small>(※2016年4月新設)</small>	3千円	入院期間の記載されている退院証明書、診断書、領収書等(領収書の場合は、入院から退院まで全ての領収書が必要) ※入院給付金の支給は退院日が属する年度内(4月～翌3月)1万5千円が限度となります。※入会翌月以降の在会中に退院された期間が対象となり、ご申請は退院日以降です。異なる医療機関の日付が連続している入院期間も1期間とみまます。※介護保険法に定める施設は対象外です。 ※出産日前後に連続した入院期間は入院給付金の対象外。	入院期間 20 年 月 日入院 ～20 年 月 日退院 <small>チェック要</small> <input type="checkbox"/> 上記期間の前後に連続している入院期間(転院等)はありません。	
	連続10日以上30日未満	5千円			
	連続30日以上	1万5千円			
住宅災害 <small>(火災と自然災害) ※会員の居住する家屋が対象</small>	1万～10万円	損失の割合が分かる公共機関(消防署等)が発行する「り災証明書」等		事由	
弔慰金	会員死亡 65歳未満 在会10年以上	10万円	次の①と②が両方必要です。 ①死亡日記載の会員の戸籍全部事項証明書 ②受取人との続柄が分かる証明書 ※配偶者受取の場合、①のみ。 ※受取の場合、受取人の戸籍全部(個人)事項証明書で父母欄に会員氏名の記載があるもの。 ※受取順位は(1)配偶者(2)子(3)父母(4)孫(5)祖父母(6)兄弟姉妹。順位が(2)以下の場合、別途「申立書」に記入いただく場合がございますのでお問合せください。	死亡年月日 20 年 月 日	
	65歳以上 在会10年未満	5万円			
	65歳以上 在会10年以上	5万円			受取人名及び続柄
	65歳以上 在会10年未満	3万円			【例：町田 良子 (妻)】
	配偶者死亡 <small>※会員の配偶者が死亡したとき</small>	3万円			戸籍全部事項証明書※死亡日、会員氏名、死亡者氏名の記載があるもの。
子死亡 <small>(※2022年4月以降、別居も対象)</small>	1万円	死亡者の戸籍全部(個人)事項証明書※死亡日、父母の欄に会員氏名の記載があるもの。		死亡年月日 20 年 月 日	
父母死亡(実・養父母のみ) <small>(※2016年4月以降、義・継父母は対象外)</small>	1万円	次の①と②が両方必要です。 ①死亡診断書または死亡者の戸籍全部(個人)事項証明書 ②会員の戸籍全部(個人)事項証明書		死亡年月日 20 年 月 日	

受領方法 ※窓口か口座振込(手数料無料)いずれか選んで必要事項をご記入ください。なお、**3万円以上は口座振込になります。**

窓口の場合	領収書					
	金額					
	+	万	千	百	十	円
	一般財団法人 町田市勤労者福祉サービスセンター 理事長様					
	該当給付金として上記金額を領収しました。					
20 年 月 日						
会員氏名						

振込の場合	振込依頼書					
	該当給付金を下記の口座に振り込んでください。					
	金融機関	銀行 金庫・組合 農協	支店 出張所	支店 番号		
	普通預金(左記以外:)		口座番号			
	名義カタカナ		(注)当申請をされる会員名義口座をカタカナでご記入ください(会員死亡の場合は受取人名義)			